

第2次緑化基本計画 概要

はじめに

これまでの経緯

- ・ 30年以降、内陸工業県として発展
 - ・ 都市化に伴い、農地や山林の緑地地帯が減少
- S61から緑化基本構想を策定し、みどりづくりに取り組んできた

策定の趣旨

- ・ 第1次緑化基本計画期間内の社会情勢や県政の変化に対応し、みどりづくりを推進するための中期的な施策の展開方向を示す

基本計画の位置づけ

- ・ 県の緑化の施策の総合的な推進のための指針
- ・ 市町、県民、企業等の各主体の行動の促進

基本計画の期間

H19～H22

滋賀のみどりづくりのめざすもの

1 基本的な考え方

基本方針1 多様なみどりづくり

森林、農地、都市内緑地、河川、湖までを有機的に繋ぎ、多面的な機能を発揮し、人々の多様なニーズに応える社会資本として質の高いみどりづくりを行う。

湖国の自然と環境を守るみどりづくり 湖国の歴史や文化を生かしたみどりづくり
くらしの潤いややすらぎを生み出すみどりづくり

基本方針2 みどりの担い手を育てる

多様な滋賀のみどりを次世代に引き継ぐために、様々な場面でみどりづくりを担う多様な主体を育てる。

農林業の担い手の育成・確保や、みどりを守り育てる次世代の育成など

2 みどりづくりをすすめるための視点

地域：地域に根ざしたみどりづくり

地域の自然環境に即した、地域住民の主体的な地域のみどりづくりを進める

協働：よりよい協働をめざす

協働によりみどりを育むなかで、話し合いや実践を重ね、各主体が、よりよい協働のあり方をめざす

継続：継続的なみどりづくり

様々な場面で、みどりの機能が発揮されるよう人々がそれぞれのできることを日常のなかで続けることを目指す

滋賀のみどりづくりのための着実な取組

1. 多様なみどりづくりのために

湖国の自然と環境を守るみどりづくり みどりの質の向上につとめる

山のみどり

【現状】

- ・ 国産材の価格低迷等から、所有者の森林離れによる手入れ不足、間伐の遅れが生じている。
- ・ 京都議定書の履行のために、森林吸収源対策としての森林整備の必要性が高まっている。
- ・ 「琵琶湖森林づくり条例」の施行、「琵琶湖森林づくり県民税の導入」により、従来の治山事業や造林事業に加え、環境重視や県民協働の森林づくりを実施している。

【課題】

- ・ 森林の多面的機能を十分に発揮させるためには、それぞれの地域特性に応じた森林管理が必要である。
- ・ 木材の利用促進を図って木材生産を活性化し、間伐等の積極的な実施が必要である。
- ・ 森林吸収源対策の実施が必要である。

【施策】

地域の特性に配慮した森林づくり
人工林の保全管理 奥山林の保全管理 里山林の保全管理
県土を守るみどりづくり
県土と琵琶湖の水の保全
木材の利用促進
県産材の利用の促進
地球温暖化防止に貢献するみどりづくり
みどりの保全・創出による CO2 吸収

農村のみどり

【現状】

- ・ 農業従事者の高齢化の進行、野生獣による農作物被害からの営農意欲の低下などにより耕作放棄地が増加傾向にある。
- ・ 琵琶湖と共存し、安全で安心な農産物の供給と環境との調和の取れた農業生産の確保を図るため、「環境こだわり農業推進条例」を制定し、環境こだわり農業を推進している。

【課題】

- ・ 農村のみどりは、森林と同じく多面的な役割を果たしていることから、適正に維持・管理することが必要である。

【施策】

世代をつなぐ農村の保全
環境こだわり農業の推進 農地の保全 田園景観や生物多様性の維持・再生



琵琶湖のみどり

【現状】

- ・ 外来魚の異常繁殖や、湖岸の埋め立て・ヨシ群落の喪失の影響による産卵場所が減少している。
- ・ 「水辺エコトーンマスタープラン」や「琵琶湖湖辺域保全・再生の基本方針」の策定など湖岸の保全・再生に向けた取り組みを推進している。

【課題】

- ・ 琵琶湖の生態系の維持回復、生物の多様性の確保、漁業生産力回復のために湖辺域のみどりの保全・再生が必要である。

【施策】

湖辺を守るみどりづくり

琵琶湖湖辺域の保全・再生

コイ、フナ類の産卵・繁殖場の再生



共生のみどり

【現状】

- ・ ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」を制定し、希少野生動植物の保護、外来種および野生鳥獣種による被害の防止等に努めている。
- ・ 「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」を制定し、水と緑と人々の生活によって培われた湖国の風景を保全し、修復し、創造する取り組みを進めている。
- ・ 平成16年に新たに制定された景観法では、県や市町の景観行政団体は、景観計画や景観地区を定めることによって良好な景観の実現を図っていくこととされている。

【課題】

- ・ 多様な生物が生息・生育できる環境として、また、湖国の風景を守り育てるために、みどりの保全・創出に取り組む必要がある。

【施策】

多様な生物の生息・生育環境としてのみどりの保全・再生

多自然の川づくり

野生動植物との共生

自然公園等の適正な管理

公共事業における生物環境への配慮

湖国の風景づくり

ひろがりの風景づくり

湖国の歴史や文化を生かしたみどりづくり みどり資源の活用に努める

【現状】

- ・ 古都保存法による歴史的風土保存のための大津市の区域選定
- ・ 文化財保護法のあらたな概念「文化的景観」による近江八幡、高島市の選定
- ・ 地域に伝わる社寺や文化遺産などと深く結びついたみどりの保護・保全。

【課題】

- ・ 地域の文化遺産等と一体となった地域資源である「みどり」の新たな魅力を発見し、活用することが求められている。

【施策】

みどりを活用した特徴ある地域づくり
環境・自然体験観光の推進
歴史・文化を生かしたみどりづくり
歴史的文化遺産の保存と活用

暮らしの潤いややすらぎを生み出すみどりづくり 身近なみどりとのふれあいを促進する

【現状】

- ・ 近年の人口増加、工場の進出による市街地域内のみどりとオープンスペースの減少
- ・ 都市公園や道路等の公共空間の緑化に取り組んでいる。
- ・ 再生可能な資源であり、暮らしに潤いを与える木材利用の推進を図っている。

【課題】

- ・ 地域の特色を活かした都市公園、道路などの公共空間でのみどりづくりが必要である。
- ・ 自然と親しみ、緑化意識を高めるための身近でみどりとふれあえる場の充実が必要である。
- ・ 再生可能な資源として、循環型社会実現のために木材利用の推進が必要である。

【施策】

地域のみどりづくり
都市公園等の整備
工場・事業所でのみどりづくり
森林空間などの保全と活用
みどりの拠点施設の運営管理
みどりを活用した循環型社会の構築
木材利用の普及啓発

学校のみどりづくり

2. みどりの担い手を育てる

【現状】

- ・ 林業従事者は、高齢化などにより、減少傾向にあり、また、国産材の価格低迷から、森林所有者の山離れが進んでる。
- ・ 農業就業人口も、高齢化・後継者不足等により減少傾向にある。
- ・ 森林ボランティア活動を実践している市民団体等の数が伸びている。
- ・ キリンビール(株)やコカ・コーラウエストホールディングス(株)などが、森林づくり支援に取り組んでいる。

【課題】

- ・ 森林所有者の意識啓発、林業労働者の育成・確保に取り組み、併せて、自立できる農業の担い手を確保する必要がある。
- ・ みどりを守り育てる意識を育てて、様々な主体がみどりづくりに参画することが求められている
- ・ それぞれの生活区域、生活スタイルに応じたみどりづくりを進めていく必要がある。

【施策】

様々な主体がみどりづくりに参画できるよう施策を推進

次世代育成につとめる施策を推進

みどりを育む担い手づくり

農林業の担い手の確保

多様な主体の参画推進

次世代育成

県民の協働による森林づくりの推進

農村における多様な主体によるみどりの維持・再生

身近なみどりの育成

住民との協働による川づくり

愛着の持てる道づくり

湖国の風景づくり

みどりづくりに関わる様々なステージ

〔各主体の関わり方のイメージ〕

工場等敷地内緑化
環境配慮・ゼロエミッションの実践
コミュニティの活動支援
コミュニティのまちづくり
農業、森づくりへの参加

県産農産物、県産木材の利用
日常的に利用する公共施設のみどりへの管理への協力
巨樹・巨木等 歴史的・文化のみどりの維持
農地・森林・琵琶湖を利用した環境学習への参加
緑の募金への協力

県民

企業等

自治会・地域組織

・コミュニティ（生活区域）でのみどりづくりの参加
・コミュニティの美化活動への参画・協力
・道路、河川のみどりの維持
・上下流の交流

棚田保全・森林づくり等のボランティア活動への参画
公共施設のみどりへの管理への協力
みどりづくりのリーダー

ボランティア・NPO等

学校・PTA

木の学習機の普及
学校内の緑化樹の管理
環境学習の実施

生産活動

農林水産業を通じた農村の田園景観や生物多様性の維持

みどりづくりの体制整備

行政

多面的機能発揮のための基盤整備

県民活動の支援

・良好な自然環境の確保・保全・再生
・無秩序な開発などの監視、規制
・各種計画立案

・都市公園など緑空間の整備
・環境に配慮した潤いある街づくり
・農林水産業の活性化
・間伐の推進、環境林の整備
・技術開発 等

・ボランティア活動の支援
・コミュニティ活動の支援
・都市と農山村の交流推進
・環境学習等のみどりを学ぶ機会の創出
・みどりの担い手育成
・普及啓発 等

みどりの質の向上

第2次緑化基本計画の円滑な推進

- ・庁内会議において施策や数値目標の適正な進行管理の実施。
- ・学識経験者や県民等による委員会においてみどりの施策に対する意見・提言を求める。

